

命を守る切り札

住宅用火災警報器

を設置しましょう

住宅火災により5年連続して、全国で1000人を超える方々が亡くなっています。このことから住宅用火災警報器の設置が義務化となりました。小平町でも新築の住宅ではすでに平成18年6月1日から設置が義務化となり、平成18年5月31日以前に建築された住宅についても平成23年6月1日までに設置することが義務づけられています。

住宅用火災警報器の設置こそが死者を減らす「切り札」です。町民一人ひとりが安心して暮らせる街づくりのため、**住宅用火災警報器**を設置しましょう。

ご用心

悪徳訪問販売に注意しましょう。
消防職員は訪問販売をいたしません。
安易に契約しないようになしましょう。
変だと思ったら家族や消防署に相談しましょう。



左のNSマークを購入の目安にしてください。



防火に対する
お問い合わせは

留萌消防組合小平支署 予防係
留萌消防組合鬼鹿支署

電話 0164-56-2221
電話 0164-57-1253

地域では、お年寄り家庭へ「防災アドバイス」を